



2020.07.27

## 新型コロナウイルス対策「緊急事態宣言」発令を受けた 今年度の資格制度の予定について（第2報）

令和2年7月27日

新型コロナウイルス対策「緊急事態宣言」は解除されましたが、新たなクラスターが発生するなど依然として予断を許さない状況が続いております。

当協会の資格制度の予定につきましては、4月に第1報をお送りしておりますが、感染拡大防止に努めながら事業を進めるため、未定でありました残りの資格制度の今年度の予定は、下表の通りと致します。

関係者にはご不便をおかけしますが、何卒ご理解とご了承を賜りますようお願いいたします。

### 記

#### ◆「街路樹剪定士」

内容	例年の開催時期	今年度の予定
街路樹剪定士研修会・認定試験	10月以降	例年通り開催 <sup>※1</sup>
街路樹剪定士資格更新研修会	7月以降	オンラインによる更新研修に変更 <sup>※2</sup>
街路樹剪定士指導員研修会・スキルアップ研修会	2月	例年通り開催

※1. 当協会のガイドラインに沿って新型コロナウイルス感染症対策をしたうえで開催します。

※2. 具体的な開催方法については、ホームページをご確認下さい。

#### ◆「登録造園基幹技能者」

内容	例年の開催時期	今年度の予定
登録造園基幹技能者講習（新規講習）	10月～1月	例年通り開催 （宮城・東京・大阪・福岡の4会場を予定）
登録造園基幹技能者講習修了証更新（更新講習）	10月～	例年通り開催（通信教育による講習）

以上

開催日程等は、ホームページ（<http://www.jalc.or.jp/>）の各資格制度のページでご案内いたします。

本件に関するお問い合わせは、日造協資格制度係（メール：[shikaku@jalc.or.jp](mailto:shikaku@jalc.or.jp)）までお願いします。